

## 第6章 工事検査

## 第6章 工事検査

### 6.1 趣 旨

本項は、成田市水道事業給水条例（平成10年3月31日条例第19号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定による給水装置工事の工事検査に関し必要な事項を定めるものとする。

### 6.2 施工の確認

- 給水装置工事主任技術者は、完成図書及び現地確認により、給水装置が構造・材質基準に適合していること表6.2.1を参考に確認すること。

表6.2.1 施工の確認

区分	項目	確認の内容
完成図書	平面図及び立面図	工事箇所、道路及び主要な建物等が明記されていること。 <ul style="list-style-type: none"><li>方位、建物の位置・構造、道路種別等付近の状況がわかりやすく記入されていること。</li><li>隣接家屋の水栓番号及び宅地境界が記入されていること。</li><li>分岐部のオフセットが記入されていること。</li><li>平面図と立面図が整合していること。</li><li>隠ぺいされた配管が明記されていること。</li><li>各部の材質、口径及び延長が記入されていること。</li><li>給水管等は、性能基準適合品が使用されていること。</li><li>構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。</li><li>水の汚染・破損・浸食・凍結防止等の措置が明記されていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>正確に測定されていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>所定の深さが確保されていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>スピンドルの位置がボックスの中心にあること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>止水栓の操作に支障のないこと。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>検針及び取り替えに支障がないこと。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>完成図面と整合すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>傾きがなく、設置基準に適合していること。</li></ul>
現地確認	配管一般	<ul style="list-style-type: none"><li>延長、給水用具等の位置が完成図面と整合すること。</li><li>配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと。</li><li>配管の口径、経路、構造等が適切であること。</li><li>水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。</li><li>逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保がなされていること。</li><li>クロスコネクションがなされていないこと。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>適切な接合が行われていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>性能基準適合品の使用を確認すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>性能基準適合品の使用を確認すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>適切な接合が行われていること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>吐水口と越流面等との位置関係を確認すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、量水器経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態等を確認すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>所定水圧による耐圧試験を行い、漏水及び抜け等を確認すること。</li></ul>
		<ul style="list-style-type: none"><li>残留塩素等を確認すること。</li></ul>

- 給水装置は、供用開始前に十分に洗浄し、通水試験、耐圧試験及び水質試験を行うこと。

### 6.3 工事記録写真

- 1 工事記録写真是各種工事の施工にあたり、各工程に確認と工事完成後、外部から明視できない部分あるいは原形との比較検討などにより、完成検査における重要な資料となるものであり、その目的を明確にするように撮影すること。
- 2 写真是、A4版程度の写真つづりに、工程順に整理して提出すること。
- 3 撮影必要箇所を取り残した場合は、必ずその箇所を再視し、撮影すること。
- 4 撮影枚数は、工事検査提出用のほか、道路管理者への提出に要する枚数を必要に応じて撮影するか、もしくは焼き増しすること。
- 5 写真撮影は、機器の取扱に習熟した者が行い、必ず「工事写真撮影用黒板」を入れ、撮影すること。
- 6 主な撮影の内容は、表 6.3.1によること。

表 6.3.1 主な撮影の内容

撮影項目	撮影内容	
施工前の現場状況	施工前の現場状況	
埋設位置の状況	配水管	・分岐しようとする配水管土被り
		・埋設中間点の土被り
	給水管	・道路と宅地の境界地点での土被り
		・分岐箇所から道路と宅地の境界地点までの水平距離
		・隣接用地境界から引き込み位置までの水平距離
	分岐	・サドル分水栓、割丁字管セット後の穿孔前に行う耐圧試験の状況 ・穿孔状況、穿孔時排水状況
		・サドル分水栓穿孔後の防錆コア挿入状況
配管の状況	一般配管	・材質等の確認可能な状況
		・隠ぺい等により確認不可能な部分の状況
		・特殊な配管状況（離脱防止金具の取付等）
		・防護及び防食等の状況
		・耐圧試験の状況（乙止水栓）（サドル分水栓から第一止水栓まで）
原形復旧の状況	埋戻し	・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
		・舗装取り壊しの状況
	下層路盤	・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
		・各層ごとに締め固めた後の仕上げ面の深さ
	表層	仮復旧・路面の仕上がり状況（幅、長さ）
		本復旧・路面の仕上がり状況（幅、長さ）、乳剤散布
保安施設	・警備、看板、仮囲い	
完成後の現場状況	・完成後の現場状況	
その他	・上記以外で施工後確認不可能な部分	

注1) 撮影にあたっては、スタッフ等を立てて、読み目に水糸を張り、深さ、幅及び長さ等の寸法を正確に読み取れるよう留意すること。

注2) 耐圧試験の状況は、水圧計等の目盛りが正確に読み取れるよう留意すること。

## 6.4 記録の保存

給水装置工事主任技術者は、水道法施行規則第36条第6号の規定により、次の事項に関する記録を作成し、作成日から3年間保存すること。

- 1 申請者の氏名又は名称
- 2 給水装置工事の場所
- 3 工事検査の年月日
- 4 給水装置工事主任技術者の氏名
- 5 完成図
- 6 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- 7 確認の方法及びその結果

給水装置工事にかかわる給水装置の構造及び材質が水道法第16条に基づく政令で定める基準に適合していることの確認

## 6.5 工事検査

成田市水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、成田市水道事業給水条例施行規程（平成10年3月31日 成田市水道事業管理規程第1号。以下「施行規程」という。）第2条の申請に係るすべての給水装置工事について工事検査を行うものとする。

また、管理者が必要と認めるときは、工事の施工過程においても行うものとする。

## 6.6 検査員及び班編成

- 1) 検査員は、工務課長（成田市水道事業管理規程「昭和42年4月1日訓令第55号」第2条に規定する課の長をいう。）が定める職員をもってあてるものとする。
- 2) 工事検査は、原則として一班につき2名の検査員で行うものとする。

ただし、工務課長は、給水装置の規模に応じて検査員の数を変更することができる。

## 6.7 工事検査の立会い

工事検査の立会いは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条第1号の規定により、当該給水装置工事を行うものとして指名された給水装置工事主任技術者とする。

ただし、特段の事情があるときは、当該給水装置工事に精通している者を立会者とすることができます。

## 6.8 検査実施日程の決定

検査実施日程の決定は、施工規則第7条に定める工事検査申請書（第4号様式）により、工事竣工後速やかに行い、概ね引渡し予定日より7日以上前に申請すること。

## 6.9 検査事項及び方法

工事検査は、施行規程第2条第1項及び第2項に規定する給水装置工事新設（改造・修繕・撤去）承認申請書（別記第1号様式）、給水装置工事設計・精算書（別記第2

号様式。以下「精算書」という。)、工事写真及びその他関係書類に基づき工事の実施状況について、水道法施行令（昭和32年省令第336号。以下「令」という。）、条例及び後述する「8.7 給水装置工事検査要綱」により、次の各号に掲げる項目を確認するものとする。

1) 管状況の確認

次に掲げる項目について確認するものとするが、現場の状況により確認できない部分について、管理者の求めがあった場合は写真により提出すること。

- ① 給水管の種類、管径及び布設延長
- ② 給水管の埋設深度
- ③ 給水管の防護(防寒、防露、防蝕等)

2) 給水用具等設置状況の確認

- ① 逆流防止装置の設置状況
- ② 吐水口と越流面との間隔
- ③ 給水用具の取付け状況
- ④ 止水栓、量水器の設置状況

特に、量水器の設置方向の確認並びに量水器を複数設置する場合における部屋番号、水栓番号及び量水器番号の照会については必ず実施。

- ⑤ 量水器の動作確認

3) 使用材料の確認

令第6条に規定する給水装置工事の構造及び材質の基準に適合していることが認証されたものであることの確認。

4) 給水管圧力の確認

耐圧試験実施の前後に、給水管圧力について確認。

5) 耐圧試験

第1止水栓から末端水栓までの漏水有無の確認。

水圧0.75MPaを1分間実施。（これは、弁類の構造上、弁座漏れ試験を0.75MPaとしていることから、弁座の機能を損なわないよう0.75MPaの圧力で行うものである。）井水など既設装置からの切替えの場合も同じとする。

耐圧試験について給水用具によっては、最高使用圧力1.75MPa以上の圧力を加えると損傷するおそれがあったり、器具の流出側から逆圧を加えた場合、最高使用圧力以下であっても故障の原因となりうることがあるので、器具に応じた方法で実施すること。

また、試験の際、量水器は取り外して実施すること。

6) 水質試験

井戸等の他の水管との接続誤り及び水質変化の確認ため、通水後給水栓より採水し、次に掲げる各項目について試験を実施。

- ① 残留塩素

- ② 工業用水管・農業用水管・導水管等の併設されている地区では、色・濁り・臭気の確認を実施。
- 7) 路面復旧状況の確認  
各道路管理者の指示による路面復旧形態及び掘削許可条件に基づき施工しているかの確認をすること。
- 8) その他、現場に応じ必要な事項

#### 6.10 工事の改善等

- 1) 管理者は、工事検査の結果、改善を要すると認めた箇所が有るときは、文書又は口頭により期間を定め当該工事の改善を指示することができる。
- 2) 管理者は、前項の規定により改善を指示した給水装置工事について、完成した旨の報告があったときは、当該部分の確認を行うものとする。

#### 6.11 検査の報告

検査員は、工事検査の結果について工事検査申請書（第4号様式）工事検査調書（別記第1号様式）により管理者に報告しなければならない。